

選定療養費 Q&A

Q1.初診時選定療養費とは何ですか？

国の制度により、初診時に他の医療機関からの紹介状を持たずに、許可病床 200 床以上の紹介受診重点医療機関を受診する場合に、医療費とは別にご負担いただくことが義務づけられた費用です。

Q2.再診時選定療養費とは何ですか？

国の制度により、症状が安定し、医師から他の医療機関を受診するよう紹介をおこなったにもかかわらず、患者さん自身の希望により当院の外来受診を継続する場合に、受診の都度ご負担いただくことが義務づけられた費用です。

Q3.なぜ「選定療養費」を支払わなくてはいけないのですか？

一部の病院に外来患者さんが集中し、患者さんの待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。

まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門的な医療等を行う医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いたら地域の医療機関に戻っていただくことが重要です。

このため、国の制度により、外来機能の明確化・連携を進める観点から、一定規模以上の対象となる病院においては、紹介状を持たずに外来受診する患者さん等から、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとしています。

Q4.紹介状を持参しないと選定療養費がかかりますか？

他の医療機関から紹介されている旨を確認するため、紹介状をご持参いただいていない場合は、原則、選定療養費がかかります。

Q5.紹介状がないと、初診の診察をしてもらえないのですか？

紹介状がなくても診察は受けられますが、その場合は初診料とは別に、初診時選定療養費の 7,700 円をご負担いただくことになります。

患者さんの情報（症状・治療・投薬）を知ることによって、迅速に治療方針を決めることができるので、ご準備いただきたいです。

Q6.後日に紹介状を持参した場合は、選定療養費は免除されますか？

紹介状は初診時の診察前に提示していただく必要がありますので、診察後に提示された場合は免除されません。後日お持ちいただいても、ご返金の対応はおこなっておりません。

Q7.保険証を忘れて受診する場合は、初診時の選定療養費はかかりますか？

保険証を忘れて受診される場合は保険証を持参されるまで一時的に自費扱いとなりますが、保険診療と同様の取り扱いとなりますので徴収の対象となります。

Q8-1.紹介状を持参しなくても、選定療養費を免除される場合がありますか？

次に該当される場合は徴収対象外となります。(初診の場合)

- ・ 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ・ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方 (※Q21.参照)
- ・ 外来受診から継続して入院した方
- ・ 国の公費負担医療制度を受給されている方 (※Q18.参照)
- ・ 重度心身障害者(児)医療費受給者証をお持ちの方
※子ども医療費助成受給券、ひとり親家庭等医療費助成受給券は徴収対象 (Q19.参照)
- ・ 災害により被害を受けた方
- ・ 労働災害 (※Q22.参照)、公務災害による受診の方、
- ・ 交通事故において自賠責保険を使用し受診される方 (Q23.参照)
- ・ 当院における治験の協力者

Q8-2.紹介状を持参しなくても、選定療養費を免除される場合がありますか？

次に該当される場合は徴収対象外となります。(再診の場合)

- ・ 外来受診から継続して入院した方
- ・ 国の公費負担医療制度を受給されている方 (※Q18.参照)
- ・ 重度心身障害者(児)医療費受給者証等をお持ちの方
※子ども医療費助成受給券、ひとり親家庭等医療費助成受給券は徴収対象 (Q19.参照)
- ・ 災害により被害を受けた方
- ・ 労働災害 (Q22.参照)、公務災害による受診の方
- ・ 交通事故において自賠責保険を使用し受診される方 (Q23.参照)

Q9.救急車で搬送されて受診する場合、初診時選定療養費はかかりますか？

救急車で搬送されるケースは初診時選定療養費をいただいております。但し、当院は急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、急入院・救急手術等の重篤患者を常に受け入れられるようにする必要がありますので、他の診察等に影響が無いよう安易な救急車利用等は避けていただきますようお願いいたします。

Q10.初診とはどのような方が該当しますか？

初診とは、「新たな傷病に対する診療」を指し、国により主に次のいずれかに該当する方と定められています。

- ア. 当院を初めて受診する場合
- イ. 過去に当院を受診したことがあっても、その傷病に係る診療が終了している場合
- ウ. 当院での診療を任意で中止し、1か月以上経過した後に診療を受ける場合

Q11.数年前に風邪で受診したことがあり、診療券もあるので、再診になりますか？

過去に当院を受診したことがあっても、その傷病に係る診療が終了している場合は、「新たな傷病に対する診療」となりますので、新たな傷病に対する紹介状をお持ちではない場合は選定療養費をご負担いただきます。

受診後に緊急入院となった患者さんは免除されます。

Q12.同日に2つの診療科を紹介なしに初診として受診する場合、選定療養費の支払いはどうなりますか？

受診された両方の診療科で選定療養費をご負担いただきます。

ただし、院内紹介により他の診療科を受診する場合は、新たにご負担いただく必要はありません。

Q13.別の病院へ紹介された場合、もう受診できないのですか？

当院は、急性期（病気やケガの発症から症状が安定するまでの期間）の治療や、高度な医療による治療を担当しています。紹介先（通院している）の医療機関の医師とご相談いただき、当院での治療が必要と判断された場合には、これまでの経過等を記載した当院宛ての紹介状をご準備いただいたうえで受診をお願いします。

Q14.現在通院していますが、毎回選定療養費がかかりますか？

当院の医師の指示のもと、通院治療の場合は、お支払いいただく必要はありません。

症状が安定し、当院から他の医療機関にご紹介の後に、患者さんの希望で引き続き当院を受診する場合、受診の都度、3,300円をご負担いただくことになります。

Q15.複数の診療科を受診しており、ひとつの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院継続受診する場合、すべての診療科で再診時の選定療養費を支払うことになりますか？

再診時の選定療養費は、診療科単位で徴収します。例えば、2つの診療科を受診する場合、ひとつの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにもかかわらず、患者さんの希望で当院を継続受診するときは、その診療科のみ受診の都度再診時の選定療養費を徴収いたします。

また、2つの診療科ともに主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにもかかわらず、患者さんの希望で当院を継続受診する場合は、いずれの診療科でも受診の都度再診時の選定

療養費をそれぞれ徴収いたします。

Q16.予約日に行けなかった場合、支払うのですか？

前回受診日より原則3か月以上経過（医師からの指示は除く）している場合は、お支払いいただきます。

※原則3か月以上経過した場合、前述の『患者さんが任意で治療を中断した』と判断させていただきます。

Q17.次回の予約(受診)を『1年後』と言われた場合、支払うのですか？

当院の医師からの指示のもと、受診日を予約している場合は、期間にかかわらず、お支払いいただくことはありません。ただし、きちんと次回受診について当院の医師とお話ください。

Q18.選定療養費が免除される公費とはどのようなものですか？

当院では、生活保護法、更生医療、原子爆弾被爆者に対する医療、精神通院医療、特定医療費（指定難病）等、国の公費負担医療制度が免除の対象となります。

また、地方単独公費でも、重度心身障害者（児）医療費受給者証をお持ちの方も免除の対象となります。

全国共通公費の受給者証、もしくは重度心身障害者（児）医療費受給者証をお持ちの方は、初診受付時、窓口でのご提示をお願い致します。

Q19. 子ども医療費助成受給券、ひとり親家庭等医療費助成受給券を持っていても、選定療養費の対象ですか？

選定療養費の徴収対象となります。

選定療養費において令和4年4月の診療報酬改定で紹介受診重点医療機関は「徴収しなければならない」規定の医療機関になりました。子ども医療費助成受給券、ひとり親家庭等医療費助成受給券については、厚生労働省の定めにより徴収の対象外とする要件に該当しないため、選定療養費の徴収対象となります。

ただし、負担する必要がない場合の要件（Q8.参照）に該当する方や、ひまわり保育園ご利用に伴い事前にひまわり保育園にご連絡をされている方は、選定療養費の対象外となります。

Q20.高齢者であっても選定療養費の対象となりますか？

制度上、健康保険の種類や年齢に関係なく、初診時、再診時の条件に該当する場合は、選定療養費の対象となります。ただし、負担する必要がない場合の要件（Q8.参照）に該当する方は対象外となります。

Q21.特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査の指示を受け場合は、選定療養費の対象外となっていますが、学校での健康診断や、人間ドック等会社で行う健康診断も含まれますか？

学校や人間ドック等の会社で行う健康診断であっても、精密検査受診の指示が記載されていれば、選定療養費の対象にはなりません。

(※学校健診書類等の結果を記入する場合、別途文書料は発生いたします。)

ただし、あくまで精密検査や受診の指示があった場合に限りですので、要経過観察等の記載のみでは選定療養費の徴収対象となります。

また、発行から原則6か月以内のもののみが有効となります。

Q22.工作中や通勤中の怪我等で受診する際は、選定療養費の対象外となりますか？

労災様式書類(5号様式や16号の3様式等)をご提出いただければ、徴収の対象外となります。

患者さんの職場で労災様式書類をご準備いただき当院に提出されると、医療費の請求先が患者さんから労働基準監督署へうつります。書類を提出されるまでは、請求先は患者さんであり、徴収対象となりますのでご了承ください。

なお、工作中や通勤中の怪我等の受診は、健康保険の対象外となるため、書式をご提出いただくまでは、診療費についても自費でお支払いいただく必要があります。

労災の書式を提出いただいた時点で、自費でいただいていた診療代を含め、選定療養費の7,700円も返金いたしますが、最終的に労災保険の適応を判断するのは労働基準監督署であり、何かの理由で労災保険の適応が認められず健康保険へと切り替えることがあるため、再度選定療養費の徴収対象となる可能性もあります。

Q23.交通事故で受診する場合は、選定療養費の対象外となりますか？

交通事故による受診で、自賠責保険を使用される方は選定療養費の対象外となります。

ただし、保険会社から当院へ医療費負担の申し出の連絡があるまでは自費でお支払いいただく必要があります。医療費の請求先も保険会社ではなく患者さんとなるため選定療養費の対象となります。健康保険でお支払いいただく際も同様に、選定療養費の対象となります。